

第1章

第2次スポーツ推進計画策定の概要



第1節

計画策定の背景及び趣旨



第2節

計画の位置付けと役割



第3節

計画の期間

第1章／第2次スポーツ推進計画策定の概要

第1節 計画策定の背景及び趣旨

スポーツ^{*1)}は、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足をもたらすものであり、さらには、生活習慣病^{*2)}の予防・改善や介護予防などにより健康寿命^{*3)}の延伸が図られるなど、心身両面にわたる健康増進に大きく寄与しています。

また、近年、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会において、スポーツを通じて人と人との交流や地域と地域の交流が促進され、地域の一体感や活力を醸成するものとして、スポーツの果たす役割や重要性が増しています。

国においては、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命として、平成27(2015)年10月にスポーツ庁が発足しました。

また、平成24(2012)年3月に策定された「スポーツ基本計画」は平成28(2016)年度までの5年間の計画であったことから、平成29(2017)年3月に「第2期スポーツ基本計画^{*4)}」が策定されました。その中で、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、「スポーツで「人生」が変わる!」、「スポーツで「社会」を変える!」、「スポーツで「世界」とつながる!」、「スポーツで「未来」を創る!」を掲げ、そのために今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策等が定められており、地方公共団体においては、これを参酌して地方スポーツ推進計画を改定・策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係部局・団体が一体となって取り組むことが求められています。

一方、本市においては、平成19(2007)年4月に「スポーツ健康都市宣言^{*5)}」を行い、平成21(2009)年12月にその具体化に向けたマスタープランとして「龍ヶ崎市スポーツ振興基本計画」を策定しました。

また、平成27(2015)年2月には、計画の名称を「龍ヶ崎市スポーツ推進計画」(以下「前計画」といいます。)に改めるとともに、平成26(2014)年度から平成29(2017)年度までの4年間の具体的取組を示す後期基本計画を策定し、「誰もが健康で楽しめる生涯スポーツ社会の実現」を目指すこととしています。

さらに、平成28(2016)年12月には、平成29(2017)年度以降の本市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画として「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を策定しています。同プランにおいては、重点目標として「スポーツ健幸日本一」を掲げ、スポーツ・運動を通じた市民の健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸を図り、市民が生涯にわたり健やかで幸せな生活を送れるまちを目指すこととしています。

この間、ハード面では、平成14(2002)年6月に「龍ヶ崎市総合体育館(たつのごアリーナ)」、平成19(2007)年4月に「龍ヶ崎市陸上競技場(たつのごフィールド)」、平成22(2010)年5月に「龍ヶ

崎市野球場（たつのごスタジアム）」がオープンし、これら3施設が総合運動公園のエリア内に計画的に整備されたことで、市民のスポーツの拠点づくりが着実に進められ、現在は、小学生・中学生・高校生の各種大会や、流通経済大学運動部の公式戦をはじめとするハイレベルなものから市民レベルの大会等まで、多種多様なスポーツ活動の場として利用されています。

このたつのごアリーナをはじめとする本市のスポーツ施設については、平成26（2014）年度から指定管理者による管理運営が行われており、民間事業者が有するノウハウを生かし、より経済性と効率性を求めつつ、利用者のニーズに応じた施設運営が進められています。

このほかソフト面では、まちづくりの大切なパートナーである流通経済大学との連携により、スポーツの分野における市民を対象とした講座やイベントのほか、スポーツ指導者向けの講習会や学生による小中学校の体育授業サポートなど、様々な事業が展開されています。さらに、平成22（2010）年11月には、「NPO法人クラブ・ドラゴンズ」が総合型地域スポーツクラブ^{*6)}として活動をスタートし、現在も幅広い年代を対象に様々な運動・スポーツ教室等が展開されるなど、地域のスポーツ環境が充実しつつあります。

このような中、平成31（2019）年の第74回国民体育大会^{*7)}（茨城国体）では、柔道競技が本市で開催され、さらに同年にはラグビーワールドカップ2019、平成32（2020）年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、市民のスポーツへの関心がこれまでにないほど高まることが予想されます。

このような機運を好機と捉え、国等の計画の内容、市民意識調査及び団体ヒアリングの結果、前計画の実績等を十分に検証するとともに、龍ヶ崎市スポーツ推進計画審議会での審議を経て、「龍ヶ崎市第2次スポーツ推進計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

本計画は、市民、スポーツ団体^{*8)}、流通経済大学、民間事業者、行政等が改めてスポーツの役割や重要性について認識を深めるとともに、本市におけるスポーツのあるべき姿や未来に向けた方向性などを共有し、一体となって本市のスポーツ推進に取り組むための指針とするものです。

「健幸」について

本市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」では、重点目標として「スポーツ健幸日本一」を掲げています。

この「健幸」について、同プランでは、「健康かつ生きがいを持ち、安全・安心に豊かで幸せな生活を営むこと」と定義しています。

少子高齢化や人口減少が進む現状においては、市民が高齢になっても健康で元気に暮らせること、すなわち、「身体面の健康のみならず、市民が生きがいを感じながら、安全・安心に豊かで幸せな生活を送れるまちづくり」が求められています。

そこで本市では、総合運動公園などの充実したスポーツ施設や、スポーツが盛んな流通経済大学との連携など、本市の特長であるスポーツ環境を生かした市民の健康づくりと生きがいづくりを推進することで、健康寿命の延伸を図り、市民が生涯にわたり健やかで幸せな生活を送れる「スポーツ健幸日本一」のまちを目指すこととしています。

これを踏まえ、本計画ではその推進に向けて、同プランにおける「健幸」と同様の定義で「健幸」を使用しています。

- ※1) スポーツ……………スポーツには、オリンピック・パラリンピック競技種目のようなものだけでなく、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれる。また、新たなルールやスタイルで行うニュースポーツも注目されるようになってきている。
- ※2) 生活習慣病……………以前は「成人病」と呼ばれたが、加齢による原因よりも食生活や運動、喫煙などに起因しているため、現在は「生活習慣病」と呼ばれる。生活習慣の改善により予防が可能
- ※3) 健康寿命……………健康で自立した生活を送れる年数のこと。一般に何年生きられるかを示す平均寿命とは異なる。
- ※4) 第2期スポーツ基本計画……………スポーツ基本法に示された理念の実現に向けて、中長期的なスポーツ政策の基本方針と平成29（2017）年度からの5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策が示されている。平成29（2017）年3月に策定
- ※5) スポーツ健康都市宣言……………老若男女、障がいのあるなし、技術の高低などを問わず、全ての市民がスポーツに親しめる環境を作り、楽しく健康な生活を送れるよう、本市が平成19（2007）年4月に宣言したもの
- ※6) 総合型地域スポーツクラブ……………地域の住民が主体的・自主的に組織し、運営するスポーツクラブのこと。特定のスポーツを行う単一型の地域スポーツクラブと異なり、複数の種目について個々のレベルや趣味に応じてプログラムが選べるように構成されている。
- ※7) 国民体育大会……………都道府県持ち回りで毎年開催される国内最大の国民スポーツの祭典。国体と略される。広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的としている。
- ※8) スポーツ団体……………スポーツ基本法第2条第2項で「スポーツの振興のための事業を主たる目的とする団体をいう」とされており、住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ等を広く含む。

第2節 計画の位置付けと役割

本計画は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、本市における「スポーツの推進に関する計画」として位置付けられるとともに、「スポーツ健康都市宣言」の理念を実現していくためのマスタープランとしての役割を担っています。

そのため、国の「第2期スポーツ基本計画」を参酌するとともに、茨城県の「茨城県スポーツ推進計画」や本市のまちづくりの基本方向を示す「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」のほか、「龍ヶ崎市教育プラン」など、上位計画との整合を図っています。

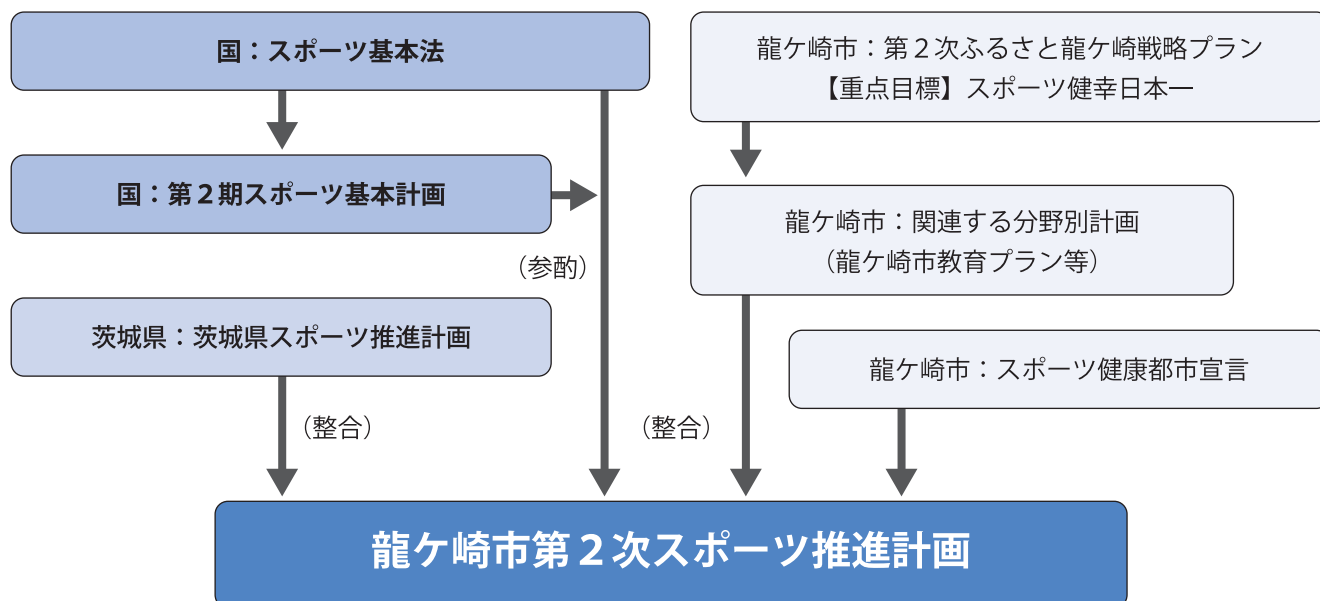
特に、「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の重点目標である「スポーツ健幸日本一」の実現に向けた主な取組については、本計画により推進していくこととなります。

【地方スポーツ推進計画】

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（スポーツ基本法第10条第1項）

【計画の関連図】



第3節 計画の期間

「第2期スポーツ基本計画」、「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」及び「龍ヶ崎市教育プラン」の計画期間が平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5年間となっていることを踏まえ、本計画の計画期間を平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成32年 (2020)	平成33年 (2021)	平成34年 (2022)
大規模大会			茨城国体 ラグビーW杯	東京オリン ピック・パ ラリンピック		
国	第2期スポーツ基本計画 (平成29(2017)～33(2021)年度)					
茨城県	茨城県スポーツ推進計画 (平成27(2015)～31(2019)年度)					
龍ヶ崎市	第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン (平成29(2017)～33(2021)年度)					
	龍ヶ崎市教育プラン (平成29(2017)～33(2021)年度)					
	龍ヶ崎市第2次スポーツ推進計画 (平成30(2018)～34(2022)年度)					

